

○農林水産省令第十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日
農林水産大臣 野村 哲郎

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第一条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を改正する。改訂前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改訂前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改訂後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表一(第九条関係)

地 域	植 物	備考(対象とする 検疫有害動植物) (略)	改	正	後
			改	正	後
一(略)	アキニ、アコカンテラ・オツボシ ティフォリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ カド(付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く)、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンティロアエ、アンティデス マ・ウエノスマ、ウイクストロエミ ア・フィリレイフォリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カベンシス、オクシアンツス、 ザングエバリクス、オビリア・アメ ンタケア、オリーブ、オールスパイ ス、オレア・ウッディアナ、カシュー				

別表二(第九条関係)

地 域	植 物	備考(対象とする 検疫有害動植物) (略)	改	正	前
			改	正	前
一(略)	アキニ、アコカンテラ・オツボシ ティフォリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ カド(付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く)、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンティロアエ、アンティデス マ・ウエノスマ、ウイクストロエミ ア・フィリレイフォリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カベンシス、オクシアンツス、 ザングエバリクス、オビリア・アメ ンタケア、オリーブ、オールスパイ ス、オレア・ウッディアナ、カシュー				

ナツツ、カツシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゆ、クミス・ディブサケウス、くさとベラ、グルーラ・トリコカルバ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルブス・エリブチクス、これんし・ざくろ、サラシア・エレガヌス、ジャボチカバ、スカエウォラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンゼ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、フイリキウム・デキビエンス、フェイジヨア、ブティア・エリオス、パタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア・ベルベリス・ホルステイ、ベンタロパロビリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ボボー、ボリスファエリア・バルトイフォリア、マメーリング、モノドラ・グランディディエリ、ランブルタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルティア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァンエリニア属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーエーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物(成熟していらないバナナの生果実を除く)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、

ナツツ、カツシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゆ、クミス・ディブサケウス、くさとベラ、グルーラ・トリコカルバ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルブス・エリブチクス、これんし・ざくろ、サラシア・エレガヌス、ジャボチカバ、スカエウォラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンゼ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、フイリキウム・デキビエンス、フェイジヨア、ブティア・エリオス、パタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア・ベルベリス・ホルステイ、ベンタロパロビリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ボボー、ボリスファエリア・バルトイフォリア、マメーリング、モノドラ・グランディディエリ、ランブルタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルティア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァンエリニア属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーエーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物(成熟していらないバナナの生果実を除く)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

「第二条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十三」を「第八十四」に、「第八十六」を「第八十七」に、「第八十二」を「第八十二」に、「第八十二」を「第八十三」に改め、「第七十九」の下に「及び第八十」を加え、「第八十」を「第八十一」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に、「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十七」を「第八十八」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十六」を「第八十七」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十八の次に次のように加える改正規定中「付表第七十八」を「付表第七十九」に改め、同表の付表第八十七を同表の付表第八十八とし、同表の付表第七十九から同表の付表第八十六までを一表ずつ繰り下げる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

二・七 (略)	(略)	(略)
一・七八 (略)	(略)	(略)
一・七九 (略)	(略)	(略)
一・八〇 (略)	(略)	(略)
一・八一 (略)	(略)	(略)

二・七 (略)	(略)	(略)
一・七八 (略)	(略)	(略)
一・七九 (略)	(略)	(略)
一・八〇 (略)	(略)	(略)
一・八一 (略)	(略)	(略)